

富士川町自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富士川町自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例(令和4年富士川町条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(放置自転車等の要件)

第2条 条例第8条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 埃等が堆積していること。
- (2) チェーン、ギア等の回転部分がさび付き、固着していること。
- (3) タイヤの空気圧が著しく低下していること。
- (4) ブレーキ等が故障していること。
- (5) ナンバープレートが欠落していること。
- (6) 車体の変形していること。

(警告書及び処分通告書の様式並びに措置の期間)

第3条 条例第8条第1項の警告書は、放置自転車等警告書(様式第1号)による。

2 条例第8条第2項の規則で定める期間は、14日間とする。

3 条例第8条第3項の処分通告書は、放置自転車等処分通知書(様式第2号)による。

4 条例第8条第3項の通知は、保管自転車等引取通知書(様式第3号)による。

5 条例第8条第4項の規則で定める期間は、6月間とする。

(処分することができる放置自転車等の要件)

第4条 条例第8条第5項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) タイヤ、ハンドル等が欠落していること。
- (2) エンジン等の駆動機関が破損していること。
- (3) 車体が著しく変形し、駆動部が作動していないこと。

(返還の申請)

第5条 条例第9条の規定により保管自転車等の返還を受けようとする者は、保管自転車等返還申請書兼受領書(様式第4号)を町長に提出するとともに、本人確認ができる書類を提示する等の方法によって、当該保管自転車等の返還を求めるべき所有者であることを証明しなければならない。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

No.

年 月 日

放置自転車等警告書

あなたの(自転車・原動機付自転車・小型自動二輪車・大型自動二輪車・車椅子)は、放置状態と思われるので、至急移動してください。

この警告の日から起算して14日間を超過して、このまま放置した場合は、富士川町自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第8条第2項の規定により町の保管場所へ移動し、さらに6月を経過しても返還することができない場合は処分します。

連絡先	富士川町役場	課	担当
電話	—	—	

様式第2号(第3条関係)

No.

放置自転車等処分通告書

下記の自転車等(自転車・原動機付自転車・小型自動二輪車・大型自動二輪車・車椅子)は、富士川町自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第8条第2項の規定により町の保管場所へ移動しました。

- 1 自転車等の返還を求める場合は、この処分通告書の掲示の日から起算して6月以内に下記連絡先へ役場開庁時間内にお問い合わせください。
- 2 この処分通告書の掲示の日から起算して6月を経過した場合は、富士川町自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第8条第4項の規定により処分します。

移動日	車 両 種 別	色	備 考
年 月 日	自転車・原動機付自転車・小型自動二輪車・大型自動二輪車・車椅子		

連絡先 富士川町役場 課 担当
電話 — —

様式第3号(第3条関係)

No.

年 月 日

様

富士川町長

保管自転車等引取通知書

富士川町自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第8条第2項の規定によりあなたの自転車等(自転車・原動機付自転車・小型自動二輪車・大型自動二輪車・車椅子)を保管したので、次により引き取られるよう同条第3項の規定により通知します。

なお、引取期限を超えても引取りがない場合は、同条第4項の規定により処分します。

記

- 1 引取期限 年 月 日
- 2 引取手続を行う場所 富士川町役場
- 3 引取りに必要なもの
 - ・保管自転車等引取通知書(この通知書)
 - ・所有者又は正当な引取人であることを証明するもの(運転免許証、学生証など)
 - ・印鑑

連絡先 富士川町役場 課 担当
電話 — —

様式第 4 号(第 5 条関係)

保管自転車等返還申請書兼受領書

年 月 日

富士川町長

次のとおり自転車等の返還を申請します。

申請者	住所	電話	
	氏名	自転車等の利用者 との関係	
利用者	住所	電話	
	氏名		
返 還 を 受 け た い 自 転 車 等	車 種	<input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 車椅子	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車・自動二輪車
	種 類	<input type="checkbox"/> 実用車 <input type="checkbox"/> 婦人車	<input type="checkbox"/> 原付
		<input type="checkbox"/> 子ども車	<input type="checkbox"/> 小型自動二輪車
	特 色	<input type="checkbox"/> スポーツ車	<input type="checkbox"/> 大型自動二輪車
		<input type="checkbox"/> ミニサイクル	<input type="checkbox"/> その他()
		<input type="checkbox"/> その他()	
		メーカー	
住所・氏 名の明記			
防犯登録 番号			
車両番号			
その他			
受 領 者	保管されていた上記の(自転車・原動機付自転車・小型自動二輪車・大型自動二輪車・車椅子)を確かに受領しました。 なお、当該自転車等の受領に関して後日紛争が生じた場合は、 受領者が責任を持って対処します。		
	富士川町長	受領者 住所 氏名	印